



令和5年度版

新たに農業を始めたい方の就農マニュアル

あおもりで 農業を始めませんか!

青森県で農業を始めようと
本気で考えている方、
青森県・(公社)あおもり農業支援センターが
バックアップします!



就農までのみちすじと支援

Step 1 農業・農村情報の収集

やりたい農業のイメージをつかむため、農業に関する情報を積極的に集めましょう。

- ① 全国・都道府県新規就農相談センターなどの相談窓口を訪ねてみましょう。
- ② また、こうした窓口が開設しているホームページなどで情報を集めましょう。
- ③ (公社)あおもり農業支援センターが実施する就農相談会に参加しましょう。
- ④ 「新・農業人フェア」に参加しましょう。(東京、大阪など)

Step 2 体験・現場見学・基礎知識の収集

農業とはどういうものか、実際に農業を体験して、農業の基礎知識を身につけましょう。

▶ 農業を体験してみたい方のために「農業インターンシップ」や「青天農場」があります。(P 2)

Step 3 めざす農業経営ビジョンの明確化

- ① どんな作物を作るのか、どのような経営を行うのか考えましょう。
単作経営か複合経営か、露地栽培か施設栽培か、通常栽培か有機栽培か、など
- ② どのくらいの農地が必要か、考えましょう。
- ③ 農作業に従事できる労働力と、作物、経営タイプ・栽培方法、経営規模などがマッチしているか考えましょう。
- ④ 選択作物や生活条件、都道府県、市町村の支援措置などから就農候補地を検討しましょう。
- ⑤ どこで農業を始められるか、農地を購入又は借りることができるかも併せて検討しましょう。
- ⑥ できるだけ、現地を訪ね、自分の足で農地・住宅・研修先・生活・農業経営環境などの関連情報を収集しましょう。

Step 4 技術やノウハウの習得

めざす農業経営に必要な技術やノウハウを身につけましょう。

▶ 新規就農者育成総合対策(就農準備資金、雇用就農資金)、あおもり農力向上チャトル研修を活用して技術やノウハウを身につけることができます。(P 1・2)

Step 5 資金の確保

融資を受けることも含めて検討し、めざす農業を始めるために必要な資金を確保しましょう。

▶ 無利子資金を利用することができます。(P 4)

Step 6 農地・住宅の確保

農作物などの栽培に適した農地を確保しましょう。

また、適時に適切な栽培を行っていくため、できるだけ農地の近くに住居を確保しましょう。

▶ 農地中間管理事業等で農地を確保することができます。(P 3)

Step 7 機械や施設の確保

- ① 経営開始にあたって、必要な機械や施設を確保しましょう。
- ② 初めは、必要最低限の機械・施設等の準備から始めましょう。
- ③ 青森県農業機械協会が開催する中古農業機械展示即売会等を活用しましょう。
▶補助事業で機械・施設を確保することができます。(P 4)

Step 8 営農計画の作成

就農時点や経営が安定する時期を想定し、生産計画、販売計画、資金計画の明確なプランを作成しましょう。

そして 就農！自分の農業経営確立の第一歩です。

地域の住民、農協、農業委員会、市町村、地域県民局地域農林水産部など関係機関との信頼関係を築きながら、必要な指導等を積極的に受けるようにしましょう。

▶就農後も新規就農者育成総合対策(経営開始資金)の交付を受けることができます。(P 3)

就農相談の窓口一覧

ここがあなたをガイドします

就農する地域が決まっていない方には…

(公社) あおもり農業支援センター

〒030-0801 青森市新町2-4-1 (県共同ビル6F) TEL 017-773-3131 FAX 017-734-1738

青森県構造政策課

〒030-8570 青森市長島1-1-1 TEL 017-734-9463 FAX 017-734-8136

就農する地域が決まっている方には…

東青地域

東青地域県民局 地域農林水産部

〒030-0861 青森市長島2-10-3 (青森フコク生命ビル6F) TEL 017-734-9990 FAX 017-734-8305

中南地域

中南地域県民局 地域農林水産部

〒036-8345 弘前市大字蔵主町4 TEL 0172-33-4821 FAX 0172-34-4390

三八地域

三八地域県民局 地域農林水産部

〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7 TEL 0178-23-3794 FAX 0178-27-3323

西北地域

西北地域県民局 地域農林水産部

〒037-0046 五所川原市栄町10 TEL 0173-35-5727 FAX 0173-33-1345

上北地域

上北地域県民局 地域農林水産部

〒034-0093 十和田市西十二番町20-12 TEL 0176-23-4281 FAX 0176-25-7242

下北地域

下北地域県民局 地域農林水産部

〒035-0073 むつ市中央1-1-8 TEL 0175-22-2685 FAX 0175-22-3212

就農に役立つ事業を紹介します

1. 研修

| 事業名 | 新規就農者育成総合対策（就農準備資金） | 窓口【問い合わせ先】 |
|------|--|--------------------------------------|
| 事業内容 | 青森県が認める研修機関（営農大学校や（公社）あおもり農業支援センター、市町村等）で研修を受ける就農希望者に対し、最長2年間、年間150万円を交付（将来の農業経営ビジョンとの関連性が認められて、国内での最長2年間の研修後に海外研修を行う場合は、交付期間を最長1年間延長） | |
| 交付期間 | 最長2年間 | |
| 研修場所 | 県が認める研修機関 | |
| 交付額 | 年間最大150万円 | |
| 要件 | <p>(1) 就農予定時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となる強い意欲を有していること。</p> <p>(2) 独立・自営就農、雇用就農、親元での就農のいずれかを旨すること。親元就農の場合、家族経営協定等により交付対象者の責任及び役割を明確にすること並びに就農後5年以内に経営を継承する、当該農業法人の経営者（共同経営者含む）になる又は独立・自営就農すること。</p> <p>(3) 県が認める研修機関で概ね1年且つ概ね年間1,200時間以上研修すること。</p> <p>(4) 常勤の雇用契約を締結していないこと。</p> <p>(5) 原則、生活保護や求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給していないこと。また、過去に本事業ほか就農のための研修を支援する資金の交付を受けていないこと。</p> <p>(6) 原則、前年の世帯（親子及び配偶者の範囲）全体の所得が600万円以下であること。</p> <p>(7) 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること。</p> <p>以下の事項に該当する場合は返還の対象となります。</p> <p>(1) 適切な研修を行っていない場合</p> <p>(2) 研修終了後1年以内に原則50歳未満で就農しなかった場合</p> <p>(3) 交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間就農を継続しない場合</p> <p>(4) 親元就農について、就農後5年以内に農業経営を継承しなかった場合、当該農業法人の経営者（共同経営者含む）にならなかった場合又は独立・自営就農しなかった場合</p> <p>(5) 独立・自営就農を旨する者について、就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者にならなかった場合</p> | |
| | | （公社）あおもり農業支援センター TEL 017-773-3131 |

| 事業名 | 新規就農者育成総合対策（雇用就農資金） | 窓口【問い合わせ先】 | |
|-----------------|----------------------------------|----------------------------------|---|
| 事業内容 | 先進農家や農業法人で雇用されながら技術等を習得するための実践研修 | | |
| 雇用就農者育成・独立支援タイプ | 内容 | | 農業法人等が就農希望者を新たに雇用して実施する研修に対して支援 |
| | 研修期間 | | 最長4年間 |
| | 国の助成 | | 受入先に年間最大60万円を支給 |
| 新法人設立支援タイプ | 内容 | | 農業法人等が農業法人の設立を旨する者を新たに雇用し、法人設立・農業生産技術習得に向けて実施する研修に対して支援 |
| | 研修期間 | | 最長4年間 |
| | 国の助成 | 受入先に年間最大120万円を支給（3～4年目は年間最大60万円） | |

| | | |
|------|--|---------------------------------------|
| 事業名 | あおもり農力向上シャトル研修 | 窓口【問い合わせ先】 |
| 事業内容 | 新規就農に必要な農業知識・技術を習得するための実践研修 | 青森県営農大学校 教務研修課 TEL 0176-62-3112 |
| 研修内容 | 就農希望地域での農家研修を行いながら、営農大学校での講義や各種研修へ参加することで、農業に係る実践的な知識・技能・資格を習得 | |
| 研修期間 | 5～2月までの10か月間 | |
| 研修場所 | 営農大学校及び就農希望地域の先進農家 | |
| 経費 | ①農業研修に要する経費、資格取得費などの諸経費は自己負担 ②営農大学校での講義や各種研修の受講料は無料 | |
| その他 | 新規就農者育成総合対策（就農準備資金・経営開始資金）のうち就農準備資金の対象 | |
| 対象者 | 研修修了後、確実に青森県での就農が見込まれる新規就農者で就農予定時の年齢が原則50歳未満の者 | |

| | | |
|-----------|---|--------------------------------------|
| 事業名 | 農業インターンシップ | 窓口【問い合わせ先】 |
| 事業内容 | 農業の経験がない方が、職業としての農業に対する理解を深めるための、農業法人等での短期間の農業体験 | (公社) 日本農業法人協会 TEL 03-6268-9500 |
| 体験期間 | 連続した2日以上から6週間以内で通年で可能 | |
| 参加費用 | 参加費用は無料、受入法人等までの交通費は自己負担 | |
| 食費 宿泊費 | 受入先が負担 | |
| その他 | 原則として経営者宅・社宅などに住み込みで実施。 ただし、体験者・受入先双方合意の場合は通いも可。 傷害保険への加入が必要（保険料の負担や事故時の手続は協会が行う） | |

| | | |
|------|--|--|
| 事業名 | せいてん 青天農場 | 窓口【問い合わせ先】 |
| 事業内容 | 農業の経験がない方が、果樹・野菜等の農作業を学ぶための、農家での短期間の実践講習 | 構造政策課 TEL 017-734-9463 各地域県民局地域 農林水産部 |
| 講習内容 | 農作業の詳細は、相談の上決定 | |
| 講習場所 | 地域の主要な作物を作付けしている農業者のほ場 | |
| 体験期間 | 令和5年度は4月17日から2月16日までの期間中、1作業当たり2日以内、1人最大6日まで | |
| 参加費用 | 参加費用は無料。青天農場（受入農家）までの交通費は自己負担。 | |

2. 就農後のサポート事業

| 事業名 | 新規就農者育成総合対策（経営開始資金） | 窓口【問い合わせ先】 |
|------|---|-------------|
| 事業内容 | 新たに経営を開始する者に対して、最長3年間、年間最大150万円を交付 | 各市町村農業関係担当課 |
| 交付期間 | 最長3年間 | |
| 交付額 | 年間最大150万円 | |
| 要件 | (1) 独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満の認定新規就農者であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。 (2) 独立・自営就農であること。 (3) 青年等就農計画が独立・自営就農5年後には農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること。 (4) 経営を継承する場合、新規参入者と同等の経営リスク(新規作目の導入など)を負うと市町村長に認められること。 (5) 市町村が作成する地域計画のうち目標地区に位置づけられること又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること。 (6) 原則、生活保護など生活費を支給する国の他の事業と重複受給していないこと。且つ、雇用就農資金や他の雇用就農者を対象とした実践研修支援事業による助成金の交付を現に受けておらず、且つ過去にも受けていないこと。 (7) 前年の世帯全体の所得が600万円以下であること。 | |

※予算の範囲内での交付となりますので、事業の希望者は申請窓口である市町村へ問い合わせてください。

3. 農地の確保

| 事業名 | 農地中間管理事業（農地の賃借） | 窓口【問い合わせ先】 |
|--------|--|---|
| 事業内容 | 農地中間管理機構（あおもり農業支援センター）が、規模縮小農家などから農地を借受け、規模拡大を目指す担い手に貸付け | (公社) あおもり農業支援センター TEL 017-773-3131 各市町村農業関係担当課 |
| 借受者の条件 | 借受者は、市町村が作成する地域計画の区域内・外により、以下の条件を満たすことが必要となります。(市町村・農業委員会に相談してください) 1 地域計画の区域内 市町村が策定する地域計画の目標地区に位置づけられた借受者(担い手等)に農地を貸し付ける。 また、地域計画の変更が行われることが確実に市町村が認める場合は、目標地区に位置付けられた借受者(担い手等)以外にも貸し付けることができる。 2 地域計画の区域外 農業委員会から農地中間管理事業を活用した貸借を行うよう機構に要請があった場合、以下の決定ルールに基づき判断した上で借受者(担い手等)に農地を貸し付けることができる。 ※借受者決定のルール (1) 規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資すること。 (2) 既に効率的・安定的な農業経営を行っている者に支障を及ぼさないものであること。 (3) 新規参入者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけること。 (4) 地域農業の健全な発展に配慮し、公平・適正に調整すること。 | |

| 事業名 | 農地売買等事業 | 窓口【問い合わせ先】 |
|------|--|---|
| 事業内容 | 農地中間管理機構(あおもり農業支援センター)が、規模縮小農家などから農地を買入れ、規模拡大を目指す担い手に売渡し(即売) | (公社)あおもり農業支援センター TEL 017-773-3131 各市町村農業委員会 |

4. 施設等に対する補助

| | | |
|------|---|---------------|
| 事業名 | 農地利用効率化等支援交付金のうち融資主体支援タイプ | 窓口【問い合わせ先】 |
| 事業内容 | 地域計画のうち目標地図に位置づけられた者等が主に金融機関からの融資を活用して農業用機械等を導入する場合に助成 | 各地域県民局地域農林水産部 |
| 補助率 | 事業費の3/10以内、もしくは融資額のいずれか低い額（融資残額上限）ただし、上限300万円（必要な要件を満たす場合は600万円） | |
| 対象者 | 地域計画のうち目標地図に位置づけられた者等 ただし、新規就農者（事業実施年度に就農又は就農後5年度以内）は、認定新規就農者又は認定農業者に限る。 | |

| | | |
|------|--|---------------|
| 事業名 | 野菜等産地力強化支援事業 | 窓口【問い合わせ先】 |
| 事業内容 | 野菜・花き産地の所得向上と産地力の強化を図るため、省力化等に必要な機械等の導入やパイプハウスの整備に要する経費を助成 | 各地域県民局地域農林水産部 |
| 品目 | 野菜・花き（品目限定あり） | |
| 補助率 | 事業費の1/4以内 （パイプハウスについては、上限単価の設定あり） | |
| 対象者 | 認定新規就農者等（面積要件あり） | |

| | | |
|------|---|-------------|
| 事業名 | 新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業） | 窓口【問い合わせ先】 |
| 事業内容 | 機械・施設、家畜の導入、果樹・茶改植、リース料等に要する経費を補助 | 各市町村農業関係担当課 |
| 支援額 | 補助対象事業費上限1,000万円 ※経営開始資金と併用する場合は、上限500万円 | |
| 補助率 | 事業費の3/4以内 | |
| 交付対象 | 就農時原則50歳未満で、令和4年度又は令和5年度に農業経営を開始した又は令和5年度中に新たに農業経営を開始する認定新規就農者等 | |

5. 資金の貸付

| | | |
|------|--|---------------------------------|
| 事業名 | 青年等就農資金 | 窓口【問い合わせ先】 |
| 対象 | 認定新規就農者 | (株)日本政策金融公庫 TEL 017-777-4211 |
| 資金用途 | 青年等就農計画の達成に必要な次の資金（経営改善資金計画を作成し、特別融資制度推進会議の認定を受けた事業に限る） 1 施設・機械 2 果樹・家畜等 3 借地料などの一括払い（農地の取得費用は対象外） 4 その他の経営費（経営開始に伴って必要となる資材費など） | |
| 融資条件 | 1 返済期間 17年以内（うち据置期間5年以内） 2 融資限度額 3,700万円（特認1億円） 3 利率（年） 無利子 4 担保・保証人 実質的な無担保・無保証人制度 担保：原則として融資対象物件のみ 保証人：原則として個人の場合は不要 法人の場合に必要な場合は代表者のみ | |



公益社団法人 あomorい農業支援センター

〒030-0801 青森市新町二丁目4番1号 青森県共同ビル6F

TEL : 017-773-3131 FAX : 017-734-1738

ホームページ <http://www.aomori-nogyoshien.jp>

